

吉岡町地域包括支援センターより

吉岡町では、H28年1月から、予防給付のうち訪問介護・通所介護について介護保険制度の地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」(新しい総合事業)に移行しました。

どう変わるの?



今まで全国一律の同じ仕組みで提供していた介護予防サービスのうち、**訪問介護と通所介護(ヘルパーとデイサービス)**を吉岡町の事業として提供することになりました。

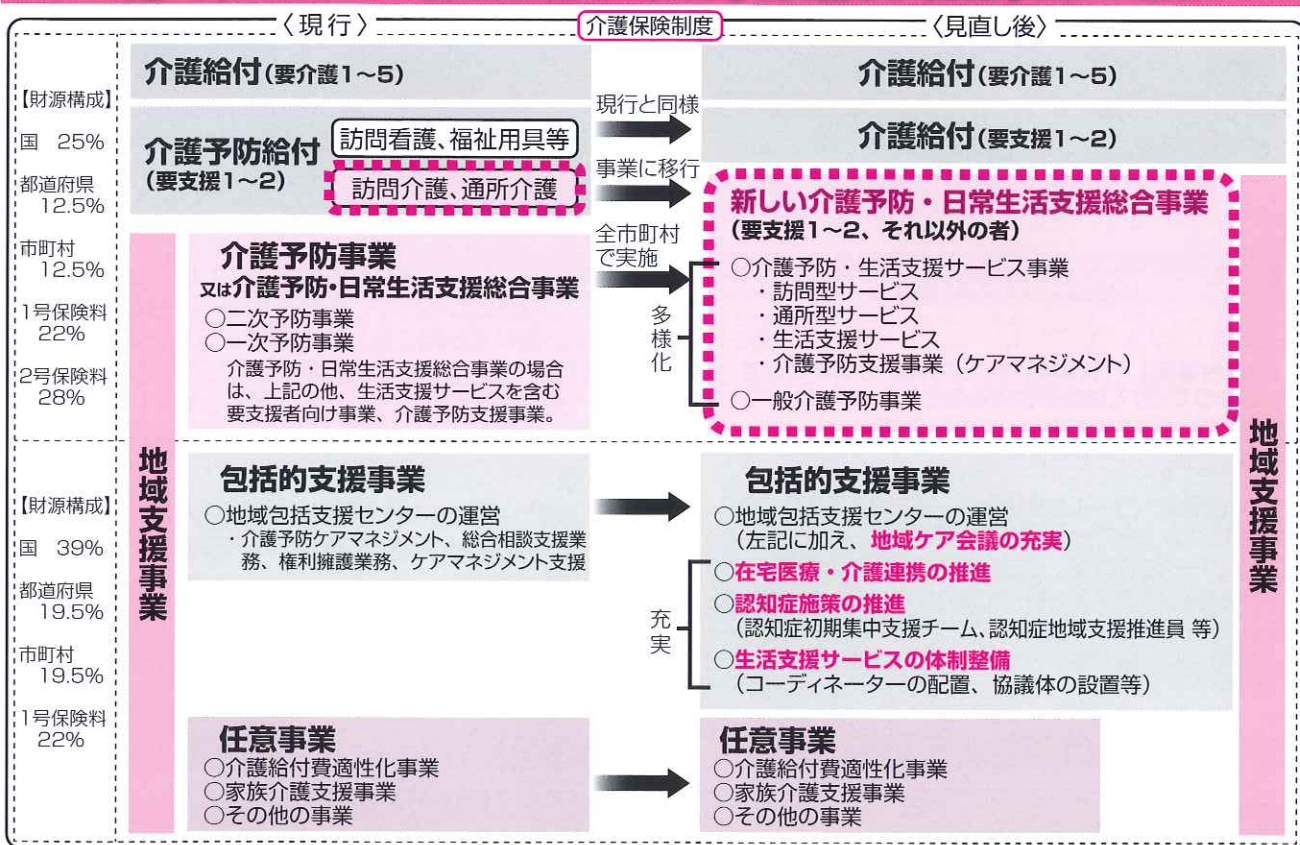
〈本事業の対象者は?〉

要支援1・2の認定者および要支援相当の人
支援の必要な状態になるおそれのある人など

申請は、**吉岡町役場(健康福祉課福祉室)**
相談は、**地域包括支援センターへ**

平成28年1月1日以降に訪問介護(ヘルパー)・通所介護(デイサービス)のみを利用する場合、サービス利用手続きが現在より簡略化されます。

〔参考〕介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



※訪問介護・通所介護が総合事業に移行

※厚生労働省資料を一部改変

団塊の世代が後期高齢者となる2025年(平成37年)を目途に、高齢者・要介護者の増加に対応し、高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、地域の実情に合わせた地域ケアシステムを構築することが求められています。

将来的には利用者に合ったサービスを受けられるように、今後は介護予防サービスや事業の充実を図って行く予定です。



問合せ先: 吉岡町地域包括支援センター TEL.54-4323 FAX:54-3673